

通所介護及び介護予防通所介護及び第一号通所介護

板通デイサービス さくらの里運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社板通が開設する板通デイサービス さくらの里(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 板通デイサービス さくらの里
- ② 所在地 足利市常盤町64

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 3名(常勤兼務1名、非常勤兼務2名)
看護職員 2名(非常勤兼務2名、機能訓練指導員と兼務)
介護職員 7名(常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤兼務4名)
機能訓練指導員 2名(非常勤兼務2名、看護職員と兼務)
従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ③ 営業時間 午前8時20分から午後5時30分までとする。
- ④ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 15名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護が法定代理受領サービスであ

るときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ アクティビティ(介護予防)

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき100円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、60分あたり500円を徴収する。

4 食費、おやつ代として、700円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、足利市、佐野市、太田市、桐生市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条

1 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条

1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社板通と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情相談窓口)

第12条

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0284-43-8823 担当者 鈴木裕幸 山本由香 本間涼子
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	足利市役所 介護保険所管課 栃木県国民健康保険団体連合会	電話番号 0284-20-2139 電話番号 0286-22-0524
--------	---------------------------------	--

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。(苦情相談窓口に準ずる)
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

担当職員の氏名	本島礼菜
---------	------

(身体的拘束等について)

第14条

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

- この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- この規定は、令和元年10月1日から施行する。
- この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- この規定は、令和5年4月1日から施行とする。
- この規定は、令和5年12月1日から施行とする。
- この規定は、令和6年4月1日から施行とする。